

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心を持ち 自ら学ぶ子どもの育成」を教育目標とし、めざす子ども像「思いやりがあり、命を大切にする子」「やる気、本気、元気な子」「まじめに、こつこつ、がんばる子」として取り組んでいる。共に生きる社会の構築をめざす人権教育を推進し、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン、タブレット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめ防止のための組織

- | | |
|-------|--|
| ① 名 称 | 「いじめ対策委員会」 |
| ② 構成員 | 校長、教頭、首席、教務主任、生活指導担当、各学年１名、養護教諭、通級教室担当、支援コーディネーター、SC、SSW |
| ③ 役割 | ア 学校いじめ防止基本方針の策定
イ いじめの未然防止
ウ いじめの対応
エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施
カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取組の有効性の検証
ク 学校いじめ防止基本方針の見直し |

(4) 年間計画

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

小田山小学校 いじめ防止年間計画							
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	学校全体
4 月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 「学校生活の約束」周知						第 1 回いじめ対策委員会 (方針、現状共有) P T A 総会等で 「いじめ防止基本方針」 の趣旨説明 第 2 回委員会（進捗確認） アンケートの分析と対策
	児童の情報交換をし、一人ひとりの児童理解を図る						
	第 1 回 いじめ防止アンケート（児童の様子の把握）						
	家庭訪問（家庭での様子の把握）				ヒアリング（児童面談）		
	小田山祭り（仲間作り、協力の関係を図る）						
5 月							
6 月	校外学習	校外学習	校外学習 心理教育	校外学習	臨海学校 心理教育	校外学習 心理教育	
7 月	個人懇談会（学校の様子と保護者との情報交換）						
	夏休みの生活について						
9 月	第 2 回 いじめ防止アンケート（児童の様子の把握）						第 3 回委員会（状況報告 と取組みの検証） アンケートの分析と対策
10 月	「学校生活の約束」周知				ヒアリング（児童面談）		
11 月	校外学習	ふれあいの集い 校外学習 心理教育	校外学習	校外学習 心理教育	地域の聞き取り 心理教育	修学旅行 心理教育	
	個人懇談会（学校の様子と保護者との情報交換）						
12 月	冬休みの生活について						
1 月	第 3 回 いじめ防止アンケート（児童の様子の把握）						第 4 回委員会（年間の取 組みの検証） アンケートの分析と対策 各取り組み方針の見直し
	心理教育			心理教育	ヒアリング（児童面談） 心理教育		
2 月	学校アンケートの実施						
3 月	希望個人懇談会（学校の様子と保護者との情報交換）						

(5) 取組状況の把握と検証（P D C A）

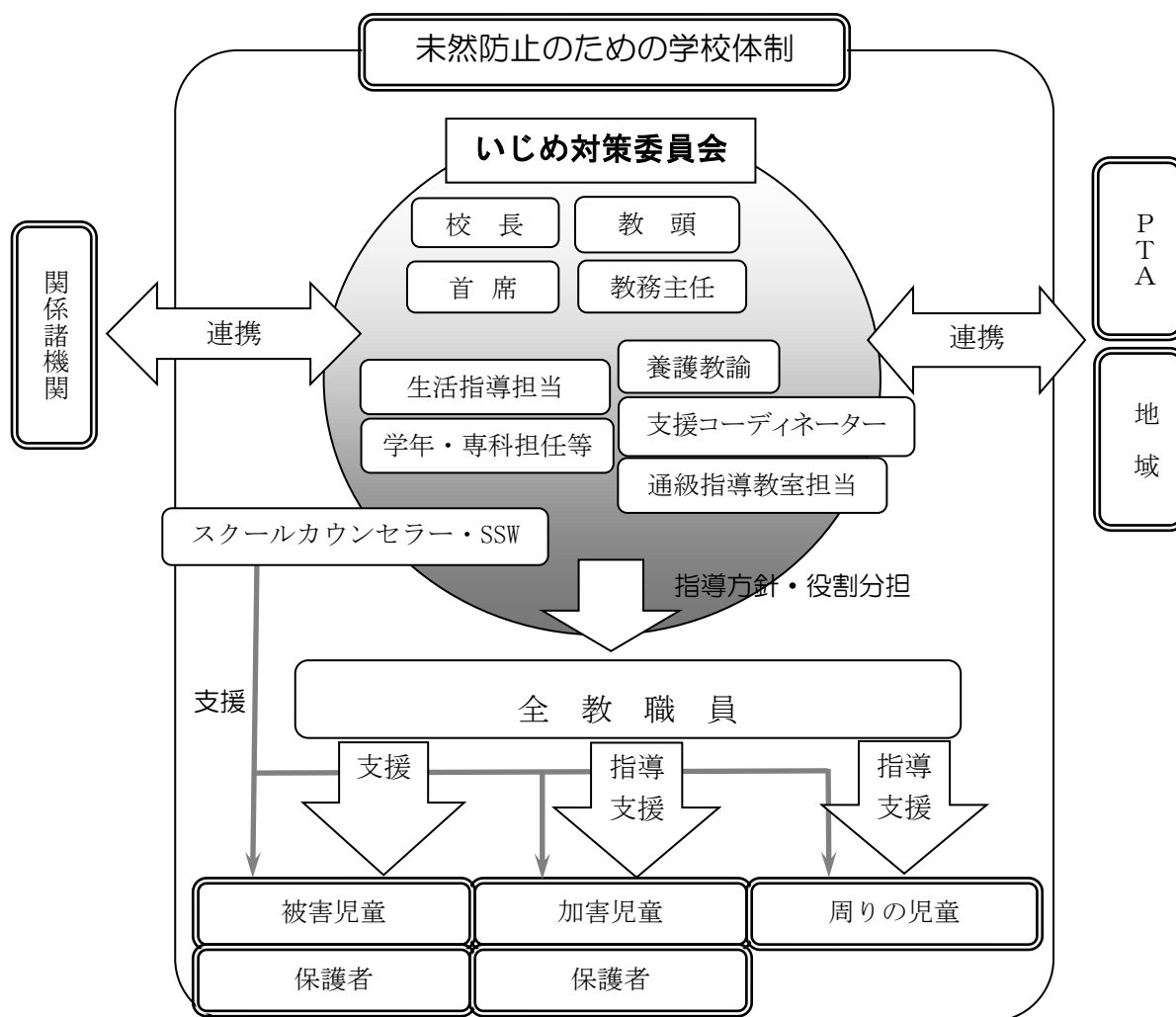
いじめ対策委員会を随時開催する。いじめの早期発見・事案対処のため、学期毎にいじめ防止アンケートを実施、その後の児童面談をもとに情報を収集、いじめやそれにつながる問題行動がないかを確認する。全学級の様子を、全教職員で情報交換して共通理解を図り、迅速に対応する。各ケースの検証をもとに学校いじめ防止基本方針や計画の点検・見直しを行う。

第2章 いじめ防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあう人権意識を育むことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが求められる。そのために、児童が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で、信頼と協調に基づく人間関係や規律を守る力、コミュニケーション力を育てていくことが重要である。

教育・学習の場である学校は、人権尊重の精神をもとに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に取組みを推進する必要がある。



(2) いじめの防止のための措置

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はすべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組みとして、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。未然防止の基本としては、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。また、児童に対しても、全校朝会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識が学校全体で共有される環境をつくり、指導していく。

① 年間教育計画にそって、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。

- ・小山田祭り
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動（５・６年）
- ・児童が主体的に取り組むクラブ活動（４・５・６年）
- ・たてわり班での活動（１・２年の生活科の交流、絵本の広場）
- ・なかよし学級交流会
- ・体育集会（なわとび活動を通して）

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動全体を通じて自己有用感を高められるよう、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会をもつ。また、日々の授業づくりにおいて、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- イ 道徳の時間等において、児童がいじめを自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう指導する。とともに、命の大切さについて学び考える。
- ウ 地域の大人とのコミュニケーションを通して、互いの絆づくりを進めるとともに、他人の役に立っている、他人に認められているといった自己有用感を獲得できる活動を行う。
 - ・親子クリーンキャンペーン（学習参観日の親子環境整備作業）４年
 - ・ふれあいの集い(地域のお年寄りとの交流)２年
 - ・福祉委員さんとの聞き取り（地域のことを知る）５年
 - ・夏休み工作教室（地域の方々が、工作を教えてくれる）低・高学年 など

③教職員の資質の向上

- ア 分かる授業づくりを進める、児童が授業で活躍できる授業改善に努める。そのために研究推進部を中心に、研究を進める。各学年、一回は授業を公開(ペア研修を含める)し研究授業を通しての研修を深める。言語活動を中心に研修を深め、言葉を大切に、より深く考え、表現する力を育てる。教師の指導力向上を目指し、夏休みを含め、年間を通して研修会を持つ。
- イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。SC や SSW を要請した研修会や、ネット上のトラブルについての研修、「いじめ対応プログラム」「やさしさの種をまこう」等を活用したいじめ防止研修を実施する。

第3章 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあることを教職員が認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。学校は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的ないじめに関するアンケートや教育相談の実施等により、児童がいじめの相談をしやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、いじめの実態把握は個人では困難であり、児童の小さな変化に気付いた場合は、一人で抱え込まずに組織で情報を共有し、迅速に対応しなければならない。特に、子どもが気付いた時、または、地域・家庭で気付いた時には、気がねなく学校に相談できる環境を整えることが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学期ごとに年間3回の定期的ないじめ防止アンケートを取る、タブレット端末で心の記録を行う等、児童の実態把握・いじめの早期発見に努める。学級担任は、朝の会で一人ひとりの顔を見て声を聞くなど、学校生活の各場面で児童の様子を観察する。また、養護教諭や担任外の先生とも十分に連絡を取る中で児童理解を進め、気になることがあれば、学年会や生活指導部会、ケース会議等を開いて情報交換を行う。さらに検討が必要な事案であれば、いじめ対策委員会を開く。
- ② 保護者と連携して児童を見守るため、PTA 役員会、学年懇談会、個人懇談会等でも児童の様子を話し合い情報収集に努める。問題に応じ、学校と保護者、PTA 等で話し合いを持つ。学校運営協議会でも、地域での児童の様子について情報収集に努める。
- ③ 児童とその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、問題があれば担任を含めどの教職員にも相談できるようにする。相談窓口を、教頭、生活指導担当、養護教諭とする。相談窓口については学校便り等で児童、保護者に周知する。さらに、外部機関の相談窓口「24 時間子ども SOS ダイヤル」等についても長期休業前など、随時周知する。

第4章 いじめへの対処及びいじめの再発防止

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内いじめ対策委員会にて組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめに至った背景や家庭内の問題等にも迫り、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。また、児童には、はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童に孤独感や孤立感を強める存在となることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。

これらの対応について、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し取り組む。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

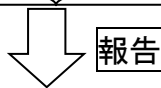
- ① いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- ② 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導担当等に報告し、いじめ対策委員会で当該いじめに係る情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ③ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、全教職員に情報を共有し、指導方針や役割分担を伝え、迅速に対応する。また、管理職は教育委員会に報告し、相談する。
- ④ 被害・加害児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により、直接会って、より丁寧に行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

■いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）■

【 さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く せ：誠意をもって そ：組織をあげて対応する 】

① いじめ情報のキャッチ（認知）、些細なトラブルは即指導

◆担任→学年主任→生活指導担当→管理職《1日目（その日の内）に対応》



【いじめと認知、判断した時】

② レベル2以上の場合⇒事実関係の正確な把握、情報収集、問題状況の把握理解、サポートチームの構築

◆関係教職員 →→ 加害者、被害者、他児童生徒等 →→ 管理職・関係教職員
(事情聴取・情報収集) (情報の突合せ・報告・指示)

- 1) できるだけその日のうちに 正確な事実把握、情報収集を行う。
- 2) 担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。
- 3) 発覚日の放課後には、いじめ対策会議等を開き、対応策を実行する。
- 4) 5日以上たって解決が見られないときは、再度対策会議等で対応策を検討する。
(※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。)
- 5) 保護者へ対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う。

※いじめのレベル

レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視等
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル4	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等 重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル5	万引き強要・ケガを伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・ PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

(3) いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめ対策委員会を中心に、被害児童に寄り添い支える体制を作る。その際、児童にとって信頼できる親しい友人や教職員、家族、地域の人等と連携し、学校地域が一体となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得て対応を行う。いじめの認知、指導後も随時被害児童への声掛け、保護者連絡等を行い、対応が一時的なものとならないように留意する。

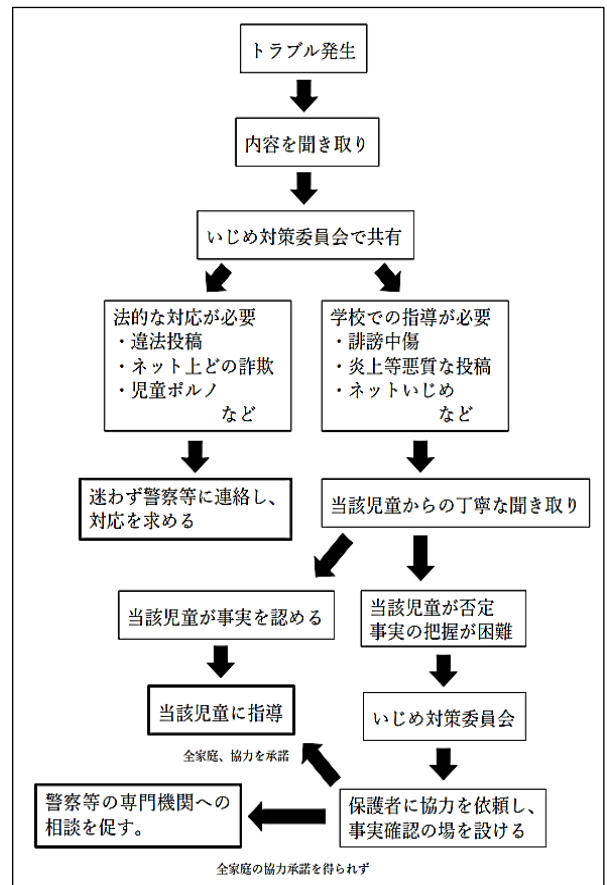
(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを認知した際、当該児童たちだけの問題、当該学級だけの問題にとらえず、学校全体の課題として捉え、課題解決を図る。課題解決には、児童が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるとともに、全ての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。そのため、認知したいじめの事象について家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析しながら、児童への対応のあり方を見直していく。その上で、人権尊重の視点に立ち、発達支持的生徒指導としての授業や学級活動等の改善から、児童の自己自立を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や学校行事、校外学習等は、児童が人間関係作りを学ぶ絶好の機会にとらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるように適切に支援する。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ② 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ③ また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。



(6) いじめの解消について

いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があると考える。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間を設定する。教職員はこの目安にかかわらず、いじめ・不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(7) 重大事態への対処

①重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条に、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○ 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○ いじめにより「相当の期間」学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに学校の設置者である河内長野市教育委員会に報告し、学校の設置者は、速やかに知事に事態発生について報告を行う。

③調査の主体と組織

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。学校が主体となって調査を行う場合、学校に設置している「いじめ対策委員会」が調査を行い、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

第5章 不登校対策委員会

(1) 組織体制

全体委員会 教職員全員

常設委員会 生活指導部員
・より良い指導体制の確立
・研修及び意見の交換

臨時委員会 学校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、当該学年担任、支援コーディネーター
・情報交換
・指導体制の調整
・今後の見通し、教職員全員への支援体制の検討

(2) 取り組み内容

不登校	主な実践者
・児童が自らすすんで来る学校を作るための研修及び意見の交換	全教職員
・児童が自らすすんで来る学校を作るための具体策の検討及び実行	全教職員
・登校しづらい児童への援助、支援	当該学年担任
・1か月7日以上欠席、または週3日以上遅刻の場合、情報交換および意見の交換	生活指導担当 当該児童に直接関わる 全教職員

○欠席状況に応じた不登校対応

【ステップ①】月の欠席が1日～2日…担任が家庭連絡

【ステップ②】月の欠席が3日～6日…学年組織での対応
(場合によっては生活指導と連携して家庭訪問などによる登校を促す指導を行う)

【ステップ③】月の欠席が7日～9日…ケース会議等による学校組織での対応
(不登校支援員、SCなどとの連携)

【ステップ④】月の欠席が10日以上
…学校教育課、子どもファミリーセンター、子どもまんなな課、
ゆうゆう☆スペースなどと連携しての対応(SSW,CSWなどとも連携)